

(お知らせ)

令和3年9月9日
航空幕僚監部

築城基地 F-2 戦闘機同士の接触の原因と再発防止策について

標記について、下記のとおりお知らせします。

記

1 事故の概要

(1) 日時

令和3年4月22日(木) 15時07分頃

(2) 場所

山口県^{はなおよま}花尾山付近の上空

(3) 機種(機数)

F-2 戦闘機(2機)

(4) 概要

築城基地(第8航空団)所属のF-2戦闘機(2機)が、山口県沖の訓練空域に編隊飛行で進出中に接触し、その際、航空機の一部の部品(衝突防止灯約400g×1、放電索約5g×1)が落下した。

(5) 航空機の損壊状況

ア 1番機

機首下方部の接触痕

イ 2番機

垂直尾翼上面の打痕及び衝突防止灯並びに放電索の損失

2 事故の経過

本事故は、当該航空機(2機)が訓練空域へ進出中、空撮のため2番機が1番機の後方かつ約100ft(約30m)下方よりオート・パイロットの高度保持モードを使用しながら1番機の真下を追い抜いた直後、両機

の姿勢と高度が変動したため、急激に接近し、接触に至ったものである。この際、1番機は2番機を機体下方に位置させていたため、1番機操縦者は2番機を視認できない状況にあった。また、2番機操縦者は1番機の真下を通過した以降、高度を保持しようと視線を前方に移したため、接触に至るまで1番機を目視していなかった。

3 事故の原因

- (1) 訓練空域への進出中、空撮を効率的に行うことができるとの理由から、追い抜き飛行を実施するという不適切な計画が立案・承認されたこと
- (2) 2番機が1番機の真下を通過する際、予期しない気流と推定される外力等の影響により、両機の姿勢と高度が変動したと推定されるが、この際、2番機操縦者が1番機を目視していなかったことで、両機が急激に接近している状況の変化を認知できず、的確に対応できなかったこと
- (3) オートパイロットの有効性を過信し、目視を維持できなくなった際の連携要領の確立がされていなかったこと

4 再発防止策

以下の措置を実施し、事故の再発防止に取り組む。

- (1) 全飛行隊長及び飛行群司令に対する指導
- (2) 操縦者への教育
 - ① 編隊飛行における基本の徹底
 - ② 目視を維持できなくなった際の衝突防止に関する連携要領の確認
 - ③ 編隊飛行に係る過去発生した同種事案の原因と教訓について
- (3) 空撮を伴う追い抜き飛行等の原則禁止を含む、空撮実施時における準拠を策定

【お問合せ先】

航空幕僚監部総務部総務課広報室

連絡先：03-3268-3111（内線：60097）

FAX：03-5362-4816